

市民農園の開設主体の拡大について

1．検討の方向

担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農業内部の対応ではこれらの問題が解決できないような地域において、特定農地貸付け方式による市民農園の開設者を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大することについて構造改革特区として対応することを検討する。

2．制度の現状

- (1) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律は、地方公共団体又は農業協同組合が市民農園の開設主体となり行う都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付け（特定農地貸付け）について、農地法等の特例を措置している。
- (2) 地方公共団体又は農業協同組合は、特定農地貸付けを行おうとするときは、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程を添えて農業委員会へ承認を申請する。
- (3) 農業委員会は、承認の申請が、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて農地が適当な位置にある等一定の要件に該当する場合は承認する。
- (4) 特定農地貸付けやそのための地方公共団体及び農業協同組合の農地に関する権利の取得については、農地法第3条の許可の規定等の適用を除外する。